

浄水発生土中の放射性物質の検査結果等について

令和7年4月18日
会津若松市上下水道局

これまでの経過

平成23年

5月14日 水道施設における汚泥処理の当面の対応について(県通知)

国より取扱いが示されないため、県が当面の対応方針を策定

5月18日～ 会津若松地方広域市町村圏整備組合(馬越浄水場)独自に検査を実施

6月3日～ 本市独自に浄水発生土の検査を実施(株明電舎)

6月16日 放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取り扱いに関する考え方について(厚生労働省通知)

6月29日～30日 県内浄水場の浄水発生土モニタリング調査(福島県)

7月13日～ 本市独自に浄水発生土の検査を実施(株明電舎)

9月8日～ 本市独自に浄水発生土の検査を実施

浄水発生土検査結果について

単位:Bq/kg

採取日	採取場所	セシウム134	セシウム137	セシウム計	ヨウ素
9月17日	滝沢浄水場	ND	140	140	ND
4月8日	東山浄水場	ND	34	34	ND

検査者 会津若松市

※ 参考 会津若松地方広域市町村圏整備組合(馬越浄水場)

単位:Bq/kg

採取日	採取場所	セシウム134	セシウム137	セシウム計	ヨウ素
3月7日	馬越浄水場	ND	4	4	ND

※ ND・・・検出されず

水道水の安全について

放射性物質は、浄水発生土(浄水処理の中で薬品によって取り除かれたごみや土砂などの沈でん物(汚泥))からは検出されていますが、水道水からは検出されていません。これは放射性セシウムが土に吸着しやすい性質のため、原水中の土砂やゴミなどに吸着した放射性物質が浄水処理により除去されていると考えます。